

(続) ロータリー 失われた10年

=最近のR I 理事会決定に見る= 国際ロータリーの変質

東京立川こぶしロータリークラブ 新藤 信之

<スライド 1>

- *本日は、この様な機会をいただきありがとうございます。今日も東京恵比寿RCの皆さんが多数お見えになっております。4年前、東京での第18回源流セミナーでは恵比寿RCの皆さんにお世話になりました。今回は荒井さん、小山さん、他幹事の皆さんにいろいろお世話になります。こうした機会はめったにありません。ロータリアンの冥利に尽きます。さて、貴重なお時間ですので、早速、始めさせていただきます。
- *ロータリーは21世紀に入り、明らかに、国際ロータリーの本質的な部分に変化が生じてきました。今、国際ロータリーで起こっている本質的な変化が、世界の変化に対応した適切な変化であるのか、ないのか、これからの話を通して、皆さんと共に考え、今後の国際ロータリーのあるべき姿、進むべき方向を模索することが本日の講演の目的です。本日のテーマを正確に言いますと「ロータリー失われた10年 国際ロータリー戦略計画に関する最近のR I 理事会の決定に見る、国際ロータリーの変質」ということになります。
- *実は、昨年4月、ロータリアンの広場に「ロータリー失われた10年 2013年規定審議会を見た、国際ロータリーの変質」という表題で投稿させていただいております。本日の講演はその続編とお考えください。
- *この二つを対比する意味で、更にその内容に関し、昨年のもを「国際ロータリー組織の再編成」とし、本日のものを「国際ロータリー理念の再編成」とし、区別させていただきます。

<スライド2>

- *昨年のもは、既にお読みいただいていると思いますが、その内容を要約しますと、2001年規定審議会、R I 理事会提案として出された3つの制定案が採択されることによって、ロータリーの組織の基本的な要素である「会員」「クラブ」その集合体である「地区/ゾーン」が、本質的な部分で変化したということを書かせていただきました。
- *この「国際ロータリー組織の再編成」は今もなお継続中ですが、基本的には、この3つの採択制定案によって、既に方向付けられたと言って良いと思います。
- *今後明らかになると思われますが、現在進行中の試験的プログラムとの関係で、新たな会員として、準会員や法人会員等が検討され、クラブとしては、革新性と柔軟性のあるクラブが検討されています。
- *来年の2016年規定審議会次第では、会員資格と職業分類に柔軟性を認めるという意味で、新たな種類の正会員をクラブが任意に選挙できることを認めたり、例会や出席に関して柔軟性を持たせるという意味で、これまでのEクラブや衛星クラブとは異なる様々な内容と形態を持つクラブ、例えば、例会の回数がクラブによって違ったり、参加を重視する奉仕プロジェクトを例会としたりするクラブが誕生するかもしれません。
- *来年の規定審議会の立法案集日本語版は、近々皆さんのお手元に地区代表議員を通じて届けられると思います。

<スライド 3>

- *実は、昨年4月に投稿した拙文の最後で、本日のテーマと関係のあることに触れております。

*後ほど詳しくお話ししますが、2004年規定審議会で、R I 理事会提案として出されたこのスライドにあるこの3つの立法案が、現在の国際ロータリーの戦略計画の元となっており、これが採択されたことによって、「国際ロータリー理念の再編成」が、具体的に始まったことを示唆したつもりです。

*組織の再編成は、会員の量的かつ質的な歴史的変化に因る、組織の維持・保全のための、ある意味で必然的なものでした。

*R I 理事会はこの組織の必然的な変化を説明し、整合性を保つ理念を考えだす必要に迫られました。これこそが、今尚変化し続けている国際ロータリーの戦略計画です。国際ロータリーの戦略計画を、以前の長期計画を含め、これから「R I 戦略計画」と呼ばせて頂きます。

*2004年から今日までの10年余りの間に、R I 戦略計画は、その内容が何度か修正され、新たな理念が生み出されております。このR I 戦略計画の変化の中にこそ、一連のR I 理事会の決定を通じて、ロータリーの理念の変化を窺い知ることができるのです。

*初めの頃は、何故、80年間変更されなかった国際ロータリーの目的を、敢えて変更する必要があったのか理解できませんでした。しかし、皆さんご存じかどうか知りませんが、最近、R I 戦略計画に4番目の優先項目とそれに付随する4つの目標が追加されたこと、そして2016年規定審議会でR I 理事会から提案されるいくつかの立法案を知ることによって、目から鱗が取れたように、一連のR I 理事会決定によって、国際ロータリーの理念が変わりつつあることを確信いたしました。

*ロータリーにおいて最も本質的なことは、ロータリー運動の主役は誰かであります。変化の本質的部分として、ロータリー運動（活動）の主役が、ロータリアン個人から、クラブや地区に変化し、更にR I 理事会とロータリー財団管理委員会が主導する国際ロータリーに変化してきているように思えます。

*後ほどお話ししますが、国際ロータリーの目的とロータリーの目的は、明確に区別しなければなりません。

*ロータリーの目的は、ロータリアン個人に宛てたものであり、クラブや地区に宛てたものではありません。ましてや国際ロータリーに宛てたものではありません。

*それこそ杞憂であれば良いのですが、ロータリーの目的と5大奉仕部門との関係がどうなるかにも依りますが、ロータリーの目的が今後変更される可能性が出てきました。

ところで、

*人間の身体の変化は目で見れば解ります。しかし人間の思考＝思いや考え＝の変化は、当初、頭の中でのことです。その過程や変化を目で見ることはできません。

*組織の再編成は人間の身体のように、それなりにその変化を理解することが出来ます。例えば会員種類がどのように変化してきたか、今は所謂主婦でも会員になれることで、その変化を具体的に知ることができます。

*理念の再編成は、人間の思考のように、なかなかその変化は把握しづらいものです。言葉や文章の形になってはじめて、その変化を、どうにか窺い知ることができるくらいです。

*これから、いくつかの事例を挙げることとなりますが、国際ロータリーの理念の再編成を理解していただけるか自信がありません。疑問に思うことが多々あると思います。是非、後ほど、懇親会の席で質問なり、ご批判なりをしていただきたいと思います。

<スライド4>

*前置きが長くなりました。徐々に本題に入ろうと思います。

- *この表題「いい加減な文献 手続要覧」に見覚えのある方がおられると思います。
- *そうです、田中先生の炉辺談話の中の2007年に書かれた小論文の表題です。
- *要約させていただきますと、性別限定用語が使用禁止になったことで、23-34決議の中から **He profits most who serves best** が手続要覧から抹消されたことに対して、国際大会で決議されたものを理事会が勝手に変更し、そのまま事務局が抹消するような手続要覧に頼るのはやめましょう、というものでした。
- *いつから手続要覧がいい加減で、当てにならないものになったのでしょうか。私見ですが、2001年度版から、それまでの手続要覧と違ってきたように思います。
- *1998年の手続要覧までは、3年毎の規定審議会で改定された箇所、あるいは3年間の間でRI理事会が決定し、または財団管理委員会が決定した箇所には、全てではありませんが、下線が引かれ、ひと目でどこがどのように変わったか解りました。従って、とても解りやすく、その限りで信頼の置けるものでした。
- *今は全く状況が違っています。2001年手続要覧から変更部分の下線はなくなりました。最近では、毎回のRI理事会決定が、その都度ロータリー章典に反映することになったため、理事会決定が変わるたびにロータリー章典も目まぐるしく変わっています。
- *そんな理由からなのでしょうか、2013年手続要覧の巻頭部分、目次裏の「参考文献について」には、スライドにある文章が書かれております。
- *「手続要覧の白いページは、RIの方針の非公式な要約である。RIの方針には常に変更が加えられるため、手続要覧の白いページが必ずしも最新のRIの方針と一致しない場合がある」と。このような注釈は、今までの手続要覧にはありませんでした。
- *RI組織規定、つまりRI定款・細則・標準ロータリークラブ定款は、3年に一度の規定審議会によってでしか変更することができないので、規定審議会のあとに公表される「決定報告書」と比較すれば、どこが変わったか理解できます。しかし、最新のRIの方針の変化をロータリー章典から探し出すのは神業に近いことです。
- *最近のロータリー章典がどのように更新されるか、簡単にお話ししますと、
- *ロータリー章典に拠れば「事務総長は、毎回の理事会の終わりに、その会合で採択された決定を確認し、章典に追加すべき決定がリストアップされた報告書を、次回の理事会に提出する」ことが要請されています(49.060.)。この報告書が「ロータリー章典の最新版 Updates to the Rotary Code of Policies」として、理事会で再度検討され、決定されたものがロータリー章典で更新されるということになっております。
- *しかもほとんどの場合、その提案書の具体的内容が書かれた付属資料 (APPENDIX) は、公開されません。その後、改定される最新の英文のロータリー章典を確認しながら、どこが変更されたのか探がし当てるしかないのです。
- *このような状況で、日本のロータリアンが、RI理事会議事録やロータリー章典から、RIの方針やその変化を知ることができるのでしょうか。私たちは今、このような環境に置かれているということを充分認識しておく必要があります。
- *RIの基本的理念に関しても、このような環境の下で決定され、ある意味で、単に結果を知らされているだけであるということを認識しておく必要があります。

<スライド 5>

- *最近の理事会決定との関係で、基本理念についてお話しします。
- *2013年手続要覧 第6章に、新たに「基本理念 Guiding Principles」が設けられました。そ

して、5つの基本理念として「四つのテスト」「ロータリーの目的」「国際ロータリーの使命」「ロータリー財団の使命」「中核的価値観」が並列的に「ひとくくり」にされております。それらがどのような関係にあり、どれが上位理念なのか、説明がありません。「ロータリーの目的」が、ほかの理念と同じように取り扱われているように思えます。

- *今のR I 理事会は「ロータリーの目的」をどのようなものと考えているのでしょうか。
- *「ロータリーの目的」は1935年メキシコ・シティ国際大会で現在の4項目になって以来80年間、ほとんど変わっておりません。「四つのテスト」も、2010年まで、手続要覧の職業奉仕の項目の中に60年以上にわたり掲載され続けてきました。
- *他方、「国際ロータリーの使命」は1991年R I 理事会で初めて決定され、1996年と2000年に変更され、R I 戦略計画が発表されてからも3回も変わっています。「ロータリー財団の使命」は1995年に財団の目的の中にはじめて取り入れられ、これも何回も変わっています。ましてや「中核的価値観」は考えだされて10年経っておりません。当時R I 長期計画の「7つの優先項目と目標」や「使命とビジョン」と共に、2007年6月の理事会で承認され、ソルトレイクシティ国際大会で発表されたものです。
- *この5つの基本理念については、それらが生まれた歴史的背景や経緯、更にはその本質的意味には全く触れられておりません。

<スライド 6>

- *この5つの基本理念がどのような歴史的背景の下で生まれ、どのような意味をもっているのか、という意味で、R I 戦略計画と「国際ロータリーの使命」との関係についてお話しさせていただきます。
- *資料1－「国際ロータリーの使命とR I 戦略計画の関係」をご参照下さい。
- *国際ロータリーの使命は、私の知る限り、その文言を何度か変えながら、2003年5月までは本文単独で、2010年11月までは、スライドにあるように項目を加えて、ロータリー章典26.010に「Mission of Rotary International」として掲載され続けておりました。
- *2011年1月のロータリー章典で、この26.010は、「Rotary International Strategic Plan 国際ロータリー戦略計画」にとって変わられました。そして、国際ロータリーの使命は、ロータリー章典26.010.2に「Mission Statement」として、その内容は、以前のものと一字一句変わらずに、タイトルだけ変えられ掲載されました。
- *私は、2010年11月理事会決定38号によって、この時、国際ロータリーの使命は、R I 戦略計画の中に取り込まれたと考えています。しかも、1.の「Core Essence 本質」と3.の「Core Values 中核的価値観」が新たに加わられました。
- *この「Core Essence 本質」は2013年に削除されましたが、その後も、国際ロータリーの使命は「Mission Statement」として、R I 戦略計画の中に、中核的価値観、優先項目と目標、と共に残され続けています。
- *このスライドで注目し、ご記憶いただきたいことは、一つは、国際ロータリーの使命がR I 戦略計画の中に取り込まれたことです。もう一つは、2010年頃から、国際ロータリーの使命の英語の表現で、主語が「The Mission of Rotary International」から「We」に変わったことです。
- *国際ロータリーの使命がR I 戦略計画の中に取り込まれたこと、英文の主語が「Mission of Rotary International」から「We」という人称代名詞に変わったことは、見過ごしてはならない重要な問題です。

* We とは誰を指しているのか。そして We が誰を支援するのか、支援する具体的項目と方法は、
 どのようなものなのか。このことを明確にする必要が出てきました。このことこそ、R I 戦略計
 画の本質を明らかにし、国際ロータリー理念の再編成を考える上で、重要なことなのです。

<スライド 7>

* 本質的変化の原点に迫るために、R I 戦略計画に取り込まれた国際ロータリーの使命の持つ歴
 史的意義についてお話しします。

* 私は、1990年前後の、国際ロータリーのR I 理事会を中心としたシニアリーダー達に共通
 した「ある考え方」が、1991年R I 理事会で初めて決定された国際ロータリーの使命に表
 現されていると思っております。

* 唐突で恐縮ですが、1987年R I 理事会が決定した「職業奉仕に関する声明」にも、この「あ
 る考え方」が表現されています。それは、皆さんご存じの「職業奉仕は、ロータリークラブと
 クラブ会員双方の責務である」という一文の中に表現されています。

* 第二次世界大戦後、所謂南北問題を契機に、1960年代に世界社会奉仕の考え方がロータリ
 ーに生まれます。富の偏在による社会問題が顕在化し、人権侵害や環境破壊が国際社会レベ
 ルで生じました。もはや、ロータリアン個人の地域社会での奉仕活動に限界が生じたのです。海
 外のクラブと提携し、クラブ同士が奉仕活動することが奨励されるようになりました。この頃、
 初めてクラブがロータリー運動の表舞台に登場したと考えます。

* 更に、1978年R I 理事会は、創立75周年を記念して3Hプログラムを開発します。そし
 てその中から、1985年、R I 主導のポリオプラスが生まれます。

* このような歴史を辿り、1990年代の前後頃から、職業奉仕に関する声明や国際ロータリー
 の使命に見られる、ロータリアンとクラブの双方が、ロータリー運動を担う同格の主体とし
 て考えられるようになった、と私は考えます。

* 1970年代から80年代後半にかけて、ロータリー運動の主役がロータリアン個人からロー
 タリアンとクラブ双方に変わったことは事実です。その証拠に、このころ、「ロータリーは I
 Serve か We Serve か」という問題が盛んに取り上げられました。(例：D2650 1985-86 年度
 増田房二ガバナーのガバナー月信 10 号、小冊子「私のロータリー観ーアイ・サーブとウイ・サ
 ーブ-京都東ロータリークラブロータリー情報委員会発行等を参照)

* スライドにある1991年R I 理事会決定の「国際ロータリーの使命」はその後、表現は何度
 か変わります。資料1-のページを参照下さい。1998年理事会決定では「個人と団体によ
 る奉仕活動を強調し、・・・ロータリアンとロータリークラブによるロータリーの綱領の遂行を
 援助、指導することである」と、そして、2000年理事会決定では「加盟クラブによるロー
 タリーの綱領遂行を支援することにある」と変わってきているのが解ります。

* 20世紀後半のロータリーの奉仕活動に、ロータリー財団プログラムを媒介としながら、微妙
 な変化が生じます。「ロータリアン」がロータリー運動の背後に後退し、変わってクラブが主役
 の座を獲得することが多くなりました。マッチング・グランドの申請が年間1万件を超えたの
 もこのころです。更に、ポリオ・プラスがロータリー全体のプログラムとして、R I が主導する
 ようになるのもこの頃です。

<スライド 8>

* 2004年の規定審議会で、R I 理事会提案による制定案04-215が採択されることによ

って、スライドにあるように「ロータリーの綱領を推進するR I加盟クラブとR I地区を支援すること」が、R Iの目的に82年ぶりに加えられました。

- *このスライドのR Iの目的の(b)と(c)は、1922年国際ロータリークラブ連合会が国際ロータリーと改名された際、従来の国際ロータリークラブ連合会の「Object」が、現行のR I定款にある国際ロータリーの目的(Purposes)とロータリーの目的(Object)に分離されて以来、これまで80年余り変わっておりません。それが何故、突如この時点で、国際ロータリーの目的の改正を提案したのでしょうか。そして、同時にR I理事会提案として、R I戦略計画に関係する制定案04-217と決議案04-219を提出したのでしょうか。
- *それは、冒頭で触れましたように、国際ロータリーは、R I組織の再編成を促がした時代背景の変化に対応する新たな目標を、加盟する全クラブに示す必要があったからと考えます。その目標が当初、R I長期計画の7つの目標と23の趣旨項目に示されました。
- *R I戦略計画は、国際ロータリーの将来に向けた「ロータリーの理念」と、時代に対応した「具体的な実践方法」を定めたものと言われております。
- *その後、何度かのR I理事会決定を経て(2007年6月R I理事会決定228号、2008年6月R I理事会決定227号、2010年7月のR I理事会決定182号、2010年11月理事会決定46号)現在、ロータリーの理念は「使命」と「中核的価値観」として表現され、具体的な実践方法は、「4つの優先項目と20の目標」として表現されております。これまでどのように変化をしたかについての具体的内容は、資料1-を参考して下さい。
- *スライドにある2004年規定審議会の3つの立法案の内容について、簡単に触れますが、ここで最も重要なことは、この3つの立法案の採択により、R I理事会は、規定審議会で審議する必要もなく、戦略計画委員会から提案された計画を独自に検討、決定することによって、クラブと地区に対し具体的な活動指針を提示し、クラブ及び地区を指導するための独自の、しかもいつでも変更できる戦略計画を提示することが出来るようになったということです。
- *採択制定案04-217の内容は、R I理事会の任務の変更と長期計画委員会設立の承認です。改定したロータリーの目的を果たすために、R I戦略計画を採択することが、R I理事会の任務に加えられました。そして同時に、採択決議案04-219によって、既に決定していた当時の7つの目標と23の趣旨項目についてのR I理事会からの提案を、唯一の立法機関である規定審議会が承認した形をとりました。そして、R I長期計画委員会が、R I理事会の直接管轄下に置かれる特別委員会として、それ以降、R Iの長期計画案を作成し、更新する役割を担う委員会として活動することになりました。
- *再度確認いたします。これ以降は、R I理事会直轄のR I戦略計画委員会が計画案を作成し、R I理事会がそれを検討し、採択されれば、規定審議会の採択を経ることなく、R I理事会が決定したR I戦略計画として、ロータリー章典に掲載することが出来ることになりました。
- *R I戦略計画は、クラブ/地区に対する、R I理事会が生み出した独自の理念と実践方法として、クラブ地区に対する「指導要綱」のようなものとして機能することになります。
- *今まで説明した経緯を経て、R I理事会が決定した最新のR I戦略計画を紹介致します。

<スライド9>

- *最新のロータリー章典におけるR I戦略計画の全文は、本日配布致しました資料1-の4ページと5ページをご参照下さい。
- *最新のR I戦略計画は、4項目からなり、1は「Mission Statement 使命」、2は「Core Values 中核的価値観」、3は「Strategic Priorities and Goals 戦略的優先項目と目標」、4は「RI Board

Performance Goals and Annual Strategic Alignment R I 理事会の達成目標と年間戦略連携」
です。

- * 1の「Mission Statement 使命」については、既にお話し致しました。
- * 2の「Core Values 中核的価値観」については、最近R I ウェブサイト上で、その表現の仕方が変わってきていることだけ指摘し、詳しい説明は省略させていただきます。
- * 4の「R I Board Performance Goals and Annual Strategic Alignment R I 理事会の達成目標と年間戦略連携」は、資料2-をご参照下さい。(時間の関係で説明は省略させていただきます)
- * この項目は、2011年9月理事会決定43号と、2012年1月理事会決定158号によって、ロータリー章典のR I 戦略計画に初めて掲載されたものです。その後、2014年7月理事会決定9号で修正されました。この修正は、事務総長が提案したもので、現実の実務活動に合わせる必要があったためになされたものと言われております。
- * この内容は「R I 理事会は、現会長と協力して、R I 戦略計画およびR I 会長の目標とビジョンに沿ったR I 理事会の達成目標を設定しなければならない」とし、更に、これまではR I 理事会の達成目標は、年初の第1回目の会合で決定するということでしたが、これからは「事務総長は、毎回の定例会合で、理事会が検討するための、目標の策定と報告のための仕組みを考えなければならない」ということになりました。
- * ここでいう「mechanism」の実体が、実は何であるかが問題で、恐らくこれからお話しすることと関係があると思います。

ところで

- * 本日の源流の会に出席された方で、このスライドに赤い文字で示したロータリー章典 26.010.3 戦略的優先項目と目標の、第4の優先項目と4つの目標が、R I 戦略計画に追加されたことをご存じの方は何人おられるでしょうか。
- * 冒頭、私が「目から鱗が落ちた」といった瞬間とは、正にこの第4の優先項目と目標を知ったときです。
- * これまでのR I 戦略計画の三つの優先項目と16の目標は、R I 加盟クラブとR I 地区を支援するための、具体的な実践項目を我々に示したものとばかり信じていました。皆さんは、この4番目の優先項目と目標が、クラブや地区を支援するためのものと思いますか。
- * 何度読み返してみても、私の貧困な頭脳では、国際ロータリーとロータリー財団の2つの組織を維持・強化するためのものでしかない、と考えざるを得ないのです。
- * 今やロータリーは、国際ロータリー、特にR I 理事会とロータリー財団管理委員会との強力な連携と主導のもとに、加盟ロータリークラブを管理、指導し、名実ともに世界一の規模を誇るボランティア団体として一步踏み出したと、私は考えます。
- * この追加優先項目と目標は、昨年2014年10月R I 理事会で決定38号として、ロータリー章典2015年1月版に掲載されたものです。この決定の元となるものは、2014年5月理事会会合で、戦略委員会からの報告を受け、理事会が承認したものと推測致します。この5月理事会決定122号の2には「ロータリークラブとロータリアンを支援する際、国際ロータリーとロータリー財団が行うべき、R I 戦略計画の優先項目と目標の追加を承認する」とあります。しかし、いつもの様に、公開議事録には付属資料は添付されていません。そして、それが2014年10月理事会決定38号として2015年1月のロータリー章典に掲載されているのを発見、確認したのです。
- * その後、R I ウェブサイト上の2015年7月（実際は6月に開催）R I 理事会決定抄録の中

に、初めて4番目の優先項目が書かれています。

*抄録では「2016～17年度に向けて次の4つの優先項目とそれを支える目標を採択。これらはロータリー財団管理委員会6月会合でも採択された。

(1) クラブのサポートと強化 (2) 人道的奉仕の重点化と増加 (3) 公共イメージと認知度の向上 (4) 財務の持続可能性と運営効果の向上」とのみ書かれています。

*第4優先項目の4つの目標については、「採択された」という記述はありますが、ロータリー章典に掲載されているだけで、未だ明らかにされておられません。決定から一年経っても、今もってこのような状況にあるのには、何か理由があるはずですが。

*実は昨年10月のこのRI理事会決定38号と同じ時期に、ロータリー財団管理委員会の議事録に注目すべき二つの決定がなされています。2014年10月の決定9号と決定17号です。

*現在ロータリー財団は、2016-17年度をロータリー財団100周年と決定しています。それに向けて、2015年7月1日から2018年6月30日までの3年間の達成目標として、財団独自の4つの優先項目を承認、決定しました。これが今申し上げた決定9号「財団の優先項目と目標」です。これは、スライドのRI戦略計画の優先項目と目標を支援するために提案され、決定されたものです。そして今、RIの戦略計画の優先項目と目標に関し、両者の間で目標を更に細かく実施するための施策(Measure)を巡り調整が行われています。これが決定17号「改定された戦略計画優先項目、目標及び施策」の内容です。

*事務総長が、両者間の優先項目と目標及び施策に関する考えを調整しているというのが現状で、改定された戦略計画が明確に公表できない事情がこのあたりにあると私は推測しています。

*最新の2015年7月RI理事会決定6号「2016-17年度 理事会目標」の中に、「国際ロータリーとロータリー財団の両方のために提供される年次目標を採択する」とあり、「これらの目標は、2014年10月決定第9号の中にある、ロータリー財団管理委員会によって採択された3年間の目標が反映され、また含まれることを認める」とあります。そして「戦略計画委員会に対し、国際ロータリーとロータリー財団の共同目標の設定プロセスを再検討するよう要請」しています。

*こうした国際ロータリーとロータリー財団の強力な連携を生み出すに至った背景には、ここ10年余りの間の、RI理事会の任務の変更をはじめとする一連の戦略的な決定がありました。この流れこそ、今後のRI戦略計画の本質と方向性を決定するものと考えています。

<スライド10>

*RI細則上の「RI理事会の任務」に関する規定は1922年以来2001年までほとんど変わっていません。それが、先ほどお話ししましたように、RI戦略計画の採択と関連し、RIの目的が変わると同時に、RI理事会の任務も80年ぶりで変わりました。

*更に、2013年規定審議会制定案13-114の採択によって、理事会の任務に各ゾーンでのRI戦略計画の実行を監督することが追加され、理事会の権限としてRI細則5.040.3を新設することによって、各理事に一定の権限を付与しました。

*一定の権限とは、現在、三種類の地域コーディネーター(①RC:ロータリーコーディネーター②RRFC:ロータリー財団地域コーディネーター③RPIC:ロータリー公共イメージコーディネーター)を介して、各理事に担当ゾーンの地区におけるRI戦略計画の実行を監督する権限のことです。このことは、RI理事から担当RI理事、担当RI理事から地域コーディネーター、地域コーディネーターから地区ガバナー、地区ガバナーからクラブへ、というRI戦略計画に関する指導体制が確立されたことを意味します。

- *ロータリー章典上、ロータリー章典 28.005.-B の RI 理事会の役割の中で、以前は 3 年毎に長期計画を見直すことになっていました (The Board shall review the strategic plan every three years.)。これが、2013 年 6 月理事会決定 196 号により、定期的に見直して行くことに変更されました (The Board shall review the strategic plan regularly.)。
- *理事会決定に対する提訴は、RI 細則 5.030.をお読みいただければお解りのように、事実上不可能に近いものになっております。しかも、いったん決定されたものについては、理事といえども反対意見は表記されますが、それを覆すことはできません。
- *RI 理事会は、現会長と協力して、RI 戦略計画と RI 会長の目標に沿った RI 理事会の達成目標を設定しなければならないと同時に、RI 戦略計画に関する理事会決定は、規定審議会に関係なく、いつでも変更することが出来るのが現状です。
- *RI 戦略計画委員会は、先ほどお話ししましたように、2004 年規定審議会制定案 04-217 が採択されることによって RI 理事会直轄の特別委員会として RI 細則 16.100 に規定されました。設立当初、元会長、現任の理事、ロータリー財団管理委員はメンバーになれませんでした。しかし、2010 年規定審議会制定案 10-173 の採択により、2 名の RI 理事をメンバーすることができるようになり、更に、2013 年規定審議会制定案 13-113 の採択により、財団管理委員もメンバーになれるようになりました。来年の 2016 年規定審議会制定案 16-93 では、定数を 6 名から 8 名に変更すると同時に、2 名の財団管理委員をメンバーに加える案が予定されています。これまでの委員会構成メンバーに関する制定案は、全て RI 理事会の提案によるものです。
- *そして委員には、ロータリー財団委員が加わり、RI 戦略計画の立案、RI 及びまたはロータリー財団のプログラムと活動、および財務管理等に精通した委員を選出するという制定案が出されます。
- *今後のことですが、RI 理事会とロータリー財団委員会は、より一層強力な関係となり、戦略計画委員会からの提案を検討することによって、近々国際ロータリーとロータリー財団の共同目標が設定されることになると思います。
- *ロータリー運動の担い手はあくまで一人ひとりのロータリアンです。あまりにも細部にわたる目標と施策が提示されることによって、任意であるものが、半強制的なものとなり得ます。特に、ロータリー財団 100 周年に向けて、会員の増強の施策と寄付金の要請の施策がますます増えてくると推測致します。

<スライド 11>

むすびあたり、

- *国際ロータリーの組織の再編成に対しては、2016 年規定審議会理事会提案にあるように、今後、緩和される傾向にあります。会員やクラブの形態などの変化は、クラブの裁量権で決められることとなります。従って、クラブは、会員の合意形成を基に、独自のアイデンティティを持つことが重要となります。
- *そして、国際ロータリーの理念の再編成に対しては、ロータリアン一人ひとりが、地域社会のリーダーとして自信を持ち、孤立を恐れず、しっかりした正確な判断のできる主体性を持つことが大切になります。

ご静聴ありがとうございました。